

令和7年度 日立市社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

◆近年の社会環境の変化やライフスタイルの変化により、引きこもりや不登校、8050問題、ヤングケアラーの増加など、多職種が各々の役割と責任を持ちながら連携して支援にあたらなければ解決が困難な複雑・多岐にわたる生活福祉課題が顕在化しています。

◆コロナ禍や物価高騰等の影響による経済的困窮世帯や社会からの孤立により、生きづらさを感じながら生活を送る人など、潜在的な課題を抱える人々への支援が重要となっています。

◆人々の価値観の変化により、人と人とのつながりが希薄化し地域住民同士の支え合い、助け合いの文化が脆弱化しています。

これらのことから、生活課題に直面している人々をいかに早期に把握し、多職種連携による適切な支援を行うかが、これまで以上に重要となっています。

こうした課題の解決に向け、自助・互助・共助・公助が一体となって、誰もが住み慣れた地域において安心・安全に暮らすことのできる「**地域共生社会**」の実現と充実が求められています。

令和7年度、日立市社会福祉協議会は、複雑化・多様化する福祉課題を解決するため、地域福祉を推進する中核的組織として「日立市地域福祉推進計画2024」に掲げた各種福祉事業を積極的に展開してまいります。

○民生委員児童委員、コミュニティや地域関係者、福祉や介護専門職と連携し、地域住民主体による「**あんしん・安全ネットワーク事業**」において、要支援者への見守り体制の一層の充実に努めます。

○より支援が必要な方には、定期的な訪問活動とあわせて、専門職と連携した「あんしん・安全ネットワーク強化事業」を推進するほか、IoT（インターネットにつながった家電）を活用した「**くらしあんしん事業**」の実施地区の増に努め、安心な暮らしを支える活動を進めます。

○日常の暮らしの中で、様々な困りごとを抱える方に対して、生活支援コーディネーターを中心とする「**生活支援体制整備事業**」を推進し、専門機関・専門職によるネットワークを充実させた重層的な個別支援を進めながら、生活支援サービス提供体制の基盤強化を図ります。

○判断能力が不十分な方々やその親族等からの、後見制度等に関する相談に応じ、助言・アドバイスを行う「**日立市成年後見サポートセンター**」においては、的確な後見に関する広報活動や必要に応じて法人後見を受任するなど、法律・医療・金融機関、行政等と連携した権利の擁護に努めます。

○「ボランティア活動の促進」においては、活動希望者とのボランティアコーディネート機能を強化するとともに「(仮) ひたち・ふくし・サポーター」制度を創設し、多くの福祉事業に関与いただいているボランティアの方々のほか、福祉以外の多様な分野で活躍されている方々に登録いただき、各種事業へフレキシブルに参画いただく、仕組みを整え、アドバイスやコラボレーションを通じて、ボランティア活動の充実発展を図ります。

○高齢者の介護予防と健康づくりの増進を図る「ふれあい健康クラブ事業」や「ふれあいサロン事業」では、地域交流の場づくりの一層の充実に努めるとともに、子育て支援に関しては、「23地区のおもちゃライブラリー事業」や「子どもの広場事業」をとおして、乳幼児等の親子や親同士が気軽に交流・情報交換できる場の提供に努めます。加えて、「子ども食堂」を運営する団体との連携強化と支援を進めながら、子どもの孤食防止と地域住民との交流を進めます。

○「日立市自立相談サポートセンター」においては、広く生活困窮世帯の生活相談に応じながら、市や関係機関との連携のもと、家計改善や就労支援による包括的な支援に努めます。また、福祉資金の貸し付けと「食の支援事業」の拡充などにより、生活困窮世帯の自立支援や更生を図ります。

○認知症や引きこもり、不登校など社会的に孤立した方々への対応の重要性が高まる中、「ふれあい菜園」活動をとおした、自由に参加し活動できる、みんなの居場所づくを進めます。

○若い世代が、福祉に関心を持ち、積極的に福祉活動に参加できる環境づくりを進めるため「学生や大学、高校との連携」を進めるとともに、「Instagramや社協だより」の有効的活用と報道機関等との連携による広報活動の拡充に努めます。

○社協会費や共同募金のみに頼らない財源確保策として、使途目的を限定した寄附の協力等を求めるほか、スポンサーの開拓や各種事業収入など、工夫を凝らした自主財源の確保に努め、安定的な経営を図ります。

Ⅱ 主 要 事 業

1 あんしんして暮らせるしくみづくり

(1) 相談支援の充実

ア 各種相談支援業務の充実

(ア)職員の相談援助技術の向上

(イ)積極的なアウトリーチによる個別支援

イ 包括的支援体制の充実

(ア)誰もが気軽に相談に出向ける体制づくりとワンストップによる円滑な支援

(イ)地域住民が主体となり課題を解決するための仕組みづくり

(ウ)関係機関・専門職との情報共有と情報交換の場づくり

ウ ハローワークとの連携による就労相談の充実

(ア)日立市自立相談サポートセンターとハローワークとの連携

(2) サービス利用に関する情報提供

ア 市報、パンフレット等による情報提供の充実

- (ア)市報や各種広報紙の積極的活用
- (イ)わかりやすいパンフレットづくりとその活用

イ SNSの活用など、効果的な情報発信

- (ア)SNS（フェイスブック、X）の活用の充実
- (イ)インスタグラムを活用した参加型の事業の紹介 **【新規】**
- (ウ)学生等が福祉活動に参加できるような情報発信の工夫

ウ 日立市社協だより発行事業（年5回）

- (ア)社協だよりによる福祉・ボランティアの情報提供
- (イ)各種関係者の意見を反映させた紙面づくり
- (ウ)社協だより設置場所の拡大（企業や商店等）
- (エ)音訳（声の社協だより）による情報提供
- (オ)社協の概要紹介「あらまし」「トピック」の作成

2 地域のつながりづくり

(1) 地域交流・居場所づくりの推進

ア 子ども食堂事業

経済的理由、孤食といった食生活に不安のある子どもや地域住民などを対象に、食事の提供や交流の場づくりを目的とした、13か所の食堂（十王・豊浦・本庁2・成沢・油縄子・諏訪・多賀・塙山・金沢・水木・南部・南高野）への情報提供や運営の助言を行います。

新たに開設を希望する者に対しては、開設に向けたアドバイスとともに市との調整を進めます。

- (ア)子育て支援施設と交流担当ボランティアとの情報交換会の開催 **【新規】**

イ ふれあいサロン事業（市委託）

ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者を対象に、生きがいつくりや交流の場として、身近な場所における事業の充実に努めます。

- (ア)新規利用者の確保、広報・PR
- (イ)会議や研修会をととしたボランティアの確保
- (ウ)サロン会場の環境整備

ウ ふれあい健康クラブ事業（市委託）

介護予防、健康づくりを目的として、心身の機能が低下している高齢者等を対象に、看護師・指導員、地域のボランティア等による、健康チェックや健康体操、レクリエーションなどを実施します。（28会場）

- (ア)広報活動による、新規利用者・ボランティアの確保
- (イ)利用者の健康維持、満足度向上のためのメニュー内容の工夫と充実

エ 地域活動支援センター（ゆうあい）事業（市委託）

- （ア）利用者（身体、知的、精神障がい等）の拡充
- （イ）利用者からの生活相談対応の強化
- （ウ）ゆうあい美術展等創作活動の発表の場の充実
- （エ）個別支援、外出支援サービスの充実

オ 子どもの広場事業〔十王・南部〕（市委託）

- （ア）子育てに関する様々な相談に応じる体制づくり
- （イ）南部子どもの広場における大学や子育て関係機関団体等との連携の強化
- （ウ）十王子どもの広場における子育て関係機関団体等と情報交換の場づくり【新規】
- （エ）十王子どもの広場と南部子どもの広場との連携強化

カ おもちゃライブラリー運営事業

- （ア）地域型おもちゃライブラリー事業の実施と事業内容の充実
- （イ）子育て相談等の実施
- （ウ）地域型おもちゃライブラリー実施地区会議・研修会の開催
- （エ）子育て支援施設等との情報交換会の実施 【新規】

（２）人権や福祉に関する啓発

ア 福祉教育・福祉学習の推進

- （ア）小中学生の福祉を育むための福祉教育の充実
- （イ）学校における福祉教育の支援

イ ふくしチャレンジスクール（ひたち福祉・医療探検少年団）事業の実施

- （ア）実施するプログラムの工夫と協力機関との連携

ウ ふくしの出前講座の実施

- （ア）車いすやアイマスクを使用した体験の実施

エ 児童生徒の福祉作文コンクールの実施

- （ア）小中学校への作文応募の働きかけの強化
- （イ）ふくしのつどいでの表彰と作文朗読

オ ふくしのつどいの開催（会場：日立シビックセンター音楽ホール）

3 みんなで支えあう地域づくり

（１）生活困窮者対策・セーフティネットの充実

ア 生活困窮者自立相談支援事業（市委託）

「日立市自立相談サポートセンター」において、生活困窮者からの様々な相談に応じ、課題解決に向けたプランの作成、家計改善事業などを行うとともに、アウトリーチによる支援を強化し、市をはじめ各種関係機関との連携により包括的支援に努めます。

- （ア）日立市自立相談サポートセンターの機能の充実（日立市役所本庁舎２階）
- （イ）専門の相談支援員の配置（４名体制）

- (ウ)生活困窮者のニーズ把握と寄添う支援の充実
- (エ)生活福祉資金特例貸付借受者の生活状況把握と相談支援(相談員 1 名配置)
- (オ)生活困窮者自立相談支援調整会議・ケース検討会議等の開催

イ 資金貸付事業

日立市自立相談サポートセンターとともに、市やハローワーク等の関係機関との協力により、社会福祉資金や生活福祉資金貸付事業の円滑な貸付を促進します。また、生活福祉資金特例貸付の借受者については、生活状況の把握を行うなどのフォローアップに取り組みます。

(ア)社会福祉資金貸付事業・生活福祉資金貸付事業（県社協委託）の実施

(イ)生活福祉資金特例貸付フォローアップ支援事業（県社協委託）

- ・福祉相談員等の配置（4 名体制）
- ・生活支援コーディネーターとの連携による多面的支援体制づくり
- ・専門機関へのつなぎ支援

(2) 支援が必要な人の把握と支援体制の充実

ア 食の支援事業

「フードBOX “まんぷく”」（食品収集箱）と、社協、福祉総務課、各支所に設置した「きずなBOX」を介して、企業や地域と連携しながら、食品の寄附を募り、集まった食品による、支援が必要な世帯等への食の支援あたります。

(ア)地域と連携した「フードBOX “まんぷく”」（既存22か所）の拡充

(イ)「きずなBOX」による、NPOフードバンク茨城への協力

(ウ)食の支援が必要な世帯へのアウトリーチを兼ねての生活状況の把握

(エ)学生ボランティアが主体となる、対象者限定（ひとり親世帯等）の食品無料配布会の開催（夏・冬の年2回）

(3) 生きづらさに寄り添う支援

ア 引きこもり者の支援事業

8050問題の世帯や中高年の引きこもり、子どもの不登校などは、社会からの孤立や経済的な困窮の問題に直結しています。その対応として学生ボランティア等の参加による、対象者の生きがいと社会参加のきっかけづくりとして、みんなの居場所づくりの充実に努めます。

(ア)みんなが自由に集える「ふれあい菜園（農園）」の運営と充実

(イ)社協だよりやSNS等をとおしての市民への理解を促す広報

(ウ)つどいの場（ひたちやかい）の運営支援

4 地域福祉を支えるしくみづくり

(1) 小地域福祉活動を推進するための組織体制の強化・人材確保

ア 地区担当と生活支援担当との連携

職員の地区担当・生活支援担当制の強化により、コミュニティ単会との一層の連携を図るため、地区への定期的訪問をはじめ、役員会、関係部会等への参画をとおして、地域福祉の組織支援に努めます。

生活支援では、あんしん・安全ネットワーク対象者宅の訪問や様々なケース検討に携わるなど、地域とともに支援の充実に努めます。

イ 生活支援体制整備事業（市委託）

生活支援コーディネーター（第1層・第2層）により、住民の課題やニーズに対して、地域が行う支援サービスとのマッチングを進めながら、関係機関・支援サービス提供企業・団体や市とも連携しながら、支援が必要な方への生活支援の充実と生活支援の体制整備を進めます。

地域や地域包括支援センター、支援サービス提供企業・団体等による「生活サポート連絡会議」及び「事業者部会」を開催し、その充実を図ります。

（ア）生活支援コーディネーターの配置（5名体制）

- ・第1層（市域）コーディネーター（1名）、第2層（日常生活圏域）のコーディネーター（4名）

（イ）生活支援のサービス提供体制の構築

- ・生活支援サービスに関する情報提供
- ・地域が行う支援サービスの取組みとの連携

（ウ）生活支援のための協議体の運営

- ・生活サポート連絡会議と事業者部会の開催

（２）要支援者を支える個別支援体制の強化

ア あんしん・安全ネットワーク事業（全23地区）

（ア）ネットワークチームに関わる協力者数の拡充

（イ）チーム内の情報の共有化及び充実

（ウ）支援に携わる専門職と地域関係者の連携強化

イ あんしん・安全ネットワーク強化事業（全23地区）

あんしん・安全ネットワーク対象者の中で特に支援が必要な対象者を、専門職・専門機関との連携と地域関係者による訪問活動により見守ります。

（ア）強化事業対象者の拡充

（イ）地域関係者と地区担当者が連携した要支援者への支援

（ウ）地区のケース検討会議への参画と充実

ウ 暮らしあんしん事業 【新規】

従来からの人による見守りに加え、IoT（インターネットにつながった家電）の活用による重層的な安否確認を行う「暮らしあんしん事業」を本格導入します。

（ア）実施地区（継続：諏訪・田尻・大沼地区）の拡充

（イ）実施地区との情報共有の強化

エ 巡回安全サービス事業（全23地区）

あんしん・安全ネットワーク対象者宅の、電気やガス等の家屋点検サービスを実施します。

オ 家屋点検強化事業

家屋の修繕等を行うボランティアグループ、日立トンカチの会の協力により、地域関係者ととともに高齢者等宅の点検修繕活動を実施します。

カ 日常生活サポート事業

(ア) 生活サポートサービス事業

判断能力が低下し、金銭管理が困難になった要支援者が、成年後見制度等を利用できるまでの間、財産管理委任契約により、各種支援(一時的な通帳の預かり、預貯金の払い戻し等)を行う、制度へのつなぎ的事業を実施します。

キ 地域住民主体型訪問支援事業(全23地区)

介護保険の要支援認定高齢者等を対象に、住民主体による訪問型サービスとして、日常生活における簡易な支援活動を行います。

(ア) 簡易な支援サービス活動

- ・ 日常的な安否確認活動
- ・ 電球や蛍光灯の交換等

(イ) 支援サービスメニューの拡充

ク 車いすの貸出事業

ケガ等で、一時的に車いすが必要となった世帯に短期間、無料で車いすを貸出し、暮らしのサポートを行います。

(3) 権利を守る支援体制の充実

ア 日立市成年後見サポートセンター事業(市委託)

中核機関として、成年後見制度等の相談や後見申立ての支援を行うとともに、法律、医療、金融、行政等関係機関との連携を図りながら、権利擁護のネットワーク体制を強化します。

判断能力が低下した方に、福祉サービスの利用手続きや金銭管理サービス等を行う、日常生活自立支援事業を実施します。

さらに、法人として後見を受任、身上監護を含めて安心した暮らしのサポートに努めます。

(ア) 日立市成年後見サポートセンター運営委員会の開催

(イ) 後見制度等に関する相談や後見申立ての支援

(ウ) 成年後見制度やセンターの広報の強化

(エ) 市民後見人養成講座の実施と市民向け相談会・出前講座の開催

(オ) 法人後見受任数の拡充

(カ) 日常生活自立支援事業の実施(県社協委託)

- ・ リーダー生活支援員の配置 **【新規】**
- ・ 生活支援員会議等による支援員の資質向上
- ・ 利用者の状態変化による後見制度利用への移行

ウ 介護相談員派遣事業(市委託)

(ア) 登録事業者の加入促進

(イ) 施設及び在宅における介護サービス利用者への訪問の拡充

(ウ) 登録事業者連絡会との研修会の開催

(エ) 市民向け相談会の定期開催とその充実

(4) ボランティアの振興およびボランティア、NPO活動に対する支援

ア ボランティア・市民活動の基盤強化事業

(ア) (仮) ひたち・ふくしサポーター制度の創設 【新規】

・本会が実施する各種福祉事業や新規事業の立ち上げ等に、フレキシブルに参画いただき、アドバイスなどをいただく人材を登録する制度

(イ) 企業のボランティア活動との連携

・赤い羽根募金、食の支援事業（食品の寄附）

イ ボランティアに関する総合相談

(ア) 誰もがボランティア活動に参加しやすい環境づくり

(イ) ボランティアに関する情報提供の充実

(ウ) 市のボランティア情報相談コーナーとの連携

ウ ボランティア・市民活動への参加促進

(ア) 入門講座の開催（ボランティアに限らず、地域活動等も含む）

(イ) ふれあいクリーンハイキングの実施と参加者の拡充

(ウ) 学生等若い世代に向けたボランティア活動の広報 【新規】

オ 災害支援事業

(ア) 県社協「災害初動期対応チーム」への登録・支援体制の整備

(イ) 被災地への職員派遣や災害時のボランティアバスの運行

(ウ) 市との災害協定に基づく「日立市災害ボランティアセンター」の設置

(エ) 災害協定に基づく、日立青年会議所との情報交換会等の開催

(5) 関係団体等との連携

ア 市や日立市連合民生委員児童委員協議会、日立市コミュニティ推進協議会との連携

実施事業の円滑な推進のため、市関係各課との連携と情報共有に努めます。

コミュニティ推進協議会については、地区担当者の定期訪問をはじめ、役員会、関係部会等への参画や関係者会議の開催等をとおして連携強化を図ります。

連合民生委員児童委員協議会については、様々な地域福祉事業や「あんしん・安全ネットワーク事業」における協働体制を強化します。

イ 茨城県共同募金会との連携

ウ 日立市福祉団体連絡協議会（障がい者6団体）との連携と活動支援

(6) 組織体制の強化

ア 日立市高齢者クラブ連合会事務局としての機能拡充 【新規】

事務局として、2名の職員を配置し、長寿社会や生きがいづくり、保健福祉の向上に努めます。

イ 理事会および評議員会、評議員選任・解任委員会等の開催

ウ 「日立市地域福祉推進計画2024」に基づく各種事業の推進

計画に基づき、相談体制の強化や生活支援の一層の充実等に努めます。

エ 職員による横断的な生活支援体制の強化 【新規】

全職員が、情報を共有しながら、担当業務を超えて、支援が必要な方への生活支援や居場所づくりに関わる体制づくりを推進します。

オ 福祉を研究・勉強する若い世代のためのフリースペースの設置 【新規】

事務局前のスペースを活用し、将来を担う若い世代が集い、福祉やまちづくりについて語り合い、情報交換ができる場を設置します。あわせて、職員との交流を通じて、ボランティア活動への参加を促します。

(7) 財政の基盤強化

ア 3 募金等（社協会費・赤い羽根募金・歳末たすけあい募金）および日本赤十字募金の一括納入取扱い窓口の開設（市役所各支所、福祉総務課、社協）【新規】

募金取りまとめ者の負担の軽減のため、日赤を含む募金等の一括納入について、一部機関（支所等）で取扱いを開始するとともに、順次、交流センターや金融機関にも協力を呼びかけます。

イ 善意銀行（寄附）の積極的なPR

社協の業務内容や寄附の用途について、わかりやすい資料を作成し、企業・団体等に訪問しながら協力を呼びかけます。

ウ 用途目的を限定した寄附の募集 【新規】

イベントや企画を行うための財源として、クラウドファンディングや社協に賛同する企業等をスポンサーとした寄附金の確保を行います。